

ニホンイシガメの輸出に係る助言に関するパブリックコメントの結果

ワシントン条約附属書 種掲載種であるニホンイシガメの輸出申請に対して、サイズの小さい未成熟個体と飼育繁殖個体についてのみ、ワシントン条約の科学当局として「当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでない」旨の助言を行うことについて、平成 27 年 10 月 29 日（木）から平成 27 年 11 月 11 日（水）までの間、パブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体数は 45、延べ有効意見数は 77 であった。その内訳は以下のとおりである。

1. 意見提出者の内訳

	メール	F A X	郵 送	合 計
個 人	31	3	2	36
団 体	7	1	1	9
計	38	4	3	45

2. 主な意見及び延べ意見数

主な意見及び意見数は以下の通り。各意見の要旨は、別表参照。

- ・ 輸出制限の導入又は本案に賛成。 4 件
- ・ 全ての輸出に助言すべきでない。 25 件
- ・ 飼育繁殖個体についても、野外捕獲個体と同様に一定サイズ以上は助言すべきではない。 7 件
- ・ 野外捕獲個体の輸出は全て助言すべきではない。 6 件
- ・ 飼育繁殖個体と野外捕獲個体との識別方法に関する疑問又は提案。 6 件
- ・ 助言を可能とするサイズ範囲を 8cm 未満よりも小さくすべき。 5 件
- ・ モニタリング及びそれに順じた再評価を行うべき。 2 件
- ・ 輸出数に上限値を設定すべき。 2 件
- ・ 輸出者単位での規制を設定すべき。 2 件
- ・ より厳しい条件でのシナリオで将来予測を再解析すべき。 2 件
- ・ 不正輸出の根絶に対する対策を講ずるべき。 2 件
- ・ その他
 - 輸出規制に関するもの 7 件
 - 輸出以外の施策に関するもの（捕獲、販売等の規制など） 7 件

3. 今後の方針

案のとおり、今後当分の間、ニホンイシガメの輸出申請に対して、以下の条件で、「当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでない」旨の助言を行うこととします。

< 輸出助言実施の条件 >

(1) 野外捕獲個体：

背甲長 8cm 以上の個体については助言不可。

背甲長 8cm 未満の個体については助言可。

(2) 飼育繁殖個体：

飼育繁殖させた個体については、体サイズを問わず助言可。

また、違法輸出の取締強化に向けて税関等の関係者に周知を行うとともに、継続的な個体数モニタリング及び将来的に個体数が回復した際の対応を検討する。

各意見に対する当省の考え方は、別表参照。